

# 総論

第1章～第3章

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

わが国の高齢化率は世界に類を見ない速さで進んでおり（高齢化率は26.6%平成27年国勢調査：総務省統計局）、平均寿命も男性が80.98歳、女性が87.14歳（厚生労働省平成28年簡易生命表）と過去の推移から大幅に延伸しています。

高齢者の人口は、「団塊の世代」（昭和22～24年に生まれた人）が65歳以上となった平成29年には3,480万人を超え、今後、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年には3,650万人に達し、5人に1人が75歳以上になると見込まれます。その後も高齢者の人口は増加をし、平成54年にピークを迎え、その後は減少に転じると予測されています。

本町では、超高齢社会を迎える中、平成27年3月に策定した「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉施策及び介護保険事業を推進して参りました。現在、団塊の世代が高齢期を迎えた中で少子高齢化・核家族化は確実に進むことから、その対策が喫緊の課題であります。

本計画は、このような超高齢社会をめぐる状況を踏まえ、介護保険の運営や介護予防、高齢者に対する生活支援、生きがい対策、認知症高齢者の対応など、高齢者福祉に対する重要な課題に対して、基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするものです。

### 2 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づくもので、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

また、本計画は、本町の上位計画である「美里町総合計画・美里町総合戦略」、  
「美里町地域福祉計画」の方向性を踏まえるとともに、宮城県介護保険支援事業計画である「第7期みやぎ高齢者元気プラン」及び本町の各福祉計画との整合性を図り、基本理念や高齢福祉推進に向けた施策や取り組みを横断的かつ包括的に捉え、個別計画における具体的な活動の指針とするものです。

### 3 計画の期間

第6期介護保険事業計画（平成27年3月策定）において、いわゆる「団塊の世代（昭和22～24年生まれた人）」の方が75歳以上となる平成37年を見据えた中期的観点をもった制度改正がなされ、計画が策定されました。本計画は、引き続き「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据え、限られた医療・介護・福祉資源を有効活用し、必要なサービスを確保していくための施策に取り組む平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間としています。

### 4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件を総合的に勘案し、より身近な地域に公共介護施設などの整備を求める観点から設定するものですが、本町では町内全域を一つの日常生活圏域とします。

### 5 計画策定の経緯と策定後の点検体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉施策のあり方について、次のとおり広く町民や保健・医療・福祉関係者などの意見を伺い、内容に反映させています。

「美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の設置

高齢者福祉に関するアンケート調査の実施

パブリックコメントの実施（広報、インターネットにより募集）

P D C A サイクルによる目標達成に向けた活動の継続的取組

課題の分析	取組内容・目標の計画への記載	保険機能の
発揮・向上	ケアの質の向上	介護予防の取組
効率的なサービス提		効率的なサービス提
供など	実績評価	からの繰り返し。

また、この計画の実施状況については、保健・医療・福祉関係者などによる「介護保険運営委員会（兼地域包括支援センター運営協議会）」において点検を行い、介護保険事業や高齢者福祉の動向を踏まえた施策の推進を図ります。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正並びに社会動向を踏まえて、必要な場合は、見直すものとします。

## 第2章 基本理念・基本方針

### 1 基本理念

#### 「高齢者が生き生きと暮らせる健やかで安心なまちづくり」

健康づくりや介護予防により、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活ができるよう支援するとともに、介護の必要な高齢者とその家族が安心できる介護サービスを適切に提供できるよう整備します。また、高齢者を地域の住民が支える地域包括支援ネットワークの形成を推進します。

### 2 基本方針

#### (1) 元気な高齢者をつくるための対策

老人クラブ活動や地域活動などを通してより多くの高齢者が社会活動に参加できるように支援し、また、高齢者を対象にした健康づくり事業を展開して元気な高齢者づくりを推進します。

#### (2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が要介護・要支援状態にならないよう介護予防対策を重点的に展開するとともに、介護サービスを必要としている高齢者に、適切な介護サービスが提供されるようにサービス基盤を整備します。また、ひとり暮らし老人や高齢者世帯が増加する中、各サービス事業所との連携や地域での見守り、包括支援センター機能の充実を図っていきます。

#### (3) 高齢者を地域で支える社会の形成

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が送れるよう、高齢者を地域で支える地域福祉力の向上を図ります。また、「地域包括ケア」の強化を図るとともに、障害者福祉、母子・父子福祉、児童福祉などの総合的な取り組みから、地域全体の支援体制を強化します。

### 第3章 高齢者の現状と将来の見通し

#### 1 高齢者人口の現状と将来推計

##### (1) 高齢化の推移、推計

美里町の総人口は24,834人（平成29年4月1日現在）で、高齢化率は32.8%となっています。平成26年度の29.7%に比べ約3.1%も上昇し、今後さらに高齢化率は上昇し、平成37年度においては37%を超えるものと推測されます。

##### 人口の現状

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	25,207人	25,227人	25,063人	24,834人
高齢者人口	7,493人	7,748人	7,975人	8,139人
高齢化率	29.7%	30.7%	31.8%	32.8%

各年度4月1日現在（住民基本台帳より）

##### 近隣市町の現状(平成29年度)

	宮城県全体	大崎市	色麻町	涌谷町	加美町
総人口	2,309,867人	132,878人	7,086人	16,728人	24,071人
高齢者人口	606,851人	37,136人	2,202人	5,552人	8,192人
高齢化率	26.3%	27.9%	31.1%	33.2%	34.0%

宮城県高齢者人口調査より

##### 人口の推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	24,624人	24,415人	24,184人	22,932人
高齢者人口	8,285人	8,386人	8,480人	8,614人
高齢化率	33.6%	34.3%	35.1%	37.6%

美里町将来人口推計ツールより

##### (2) 後期高齢者割合の推移、推計

平成26年度の後期高齢者率が55.3%に対し、平成29年度が51.9%となっていますが、団塊の世代が前期高齢者となったため、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度には、後期高齢者率が54.1%になり、以後増加していくと推測されます。

### 高齢者人口の現状

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者人口	7,493人	7,748人	7,975人	8,139人
65～74歳	3,349人	3,598人	3,798人	3,917人
前期高齢者率	44.7%	46.4%	47.6%	48.1%
75歳以上	4,144人	4,150人	4,177人	4,222人
後期高齢者率	55.3%	53.6%	52.4%	51.9%

各年度 4 月 1 日現在（住民基本台帳より）

### 高齢者人口の推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
高齢者人口	8,285人	8,386人	8,480人	8,614人
65～74歳	4,051人	4,084人	4,208人	3,957人
前期高齢者率	48.9%	48.7%	49.6%	45.9%
75歳以上	4,234人	4,302人	4,272人	4,657人
後期高齢者率	51.1%	51.3%	50.4%	54.1%

美里町将来人口推計ツールより

## 2 高齢者世帯数の状況

総世帯数は、核家族化が進む中で増加傾向を続けており、また、東日本大震災以降は駅東地域への人口流入もあり、平成 26 年度に比べて平成 29 年度には 264 世帯（3.0%）の増となっています。また、この間のひとり暮らし高齢者の推移は 356 世帯（37.4%）の増、高齢者のみの世帯の推移は 188 世帯（21.8%）の増となっており、どちらも総世帯数の増加率より大きな伸びを示しています。このことから急速な高齢化の進行とともに、家族介護力の低下が懸念されます。

### 高齢者世帯数の現状

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総世帯	8,746世帯	8,887世帯	8,960世帯	9,010世帯
ひとり暮らし高齢者	953世帯	1,011世帯	1,071世帯	1,309世帯
	10.9%	11.4%	12.0%	14.5%
(内男性世帯)	281世帯	312世帯	332世帯	400世帯
	29.5%	30.9%	31.0%	30.6%
(内女性世帯)	672世帯	699世帯	739世帯	909世帯
	70.5%	69.1%	69.0%	69.4%
高齢者のみ世帯	861世帯	924世帯	965世帯	1,049世帯
	9.8%	10.4%	10.8%	11.6%
計	1,814世帯	1,935世帯	2,036世帯	2,358世帯

宮城県高齢者人口調査より 施設入所者を除く。

住民基本台帳上のデータのため、世帯分離世帯についても含む。

### 3 要介護・要支援認定者数の推移及び見込み

平成12年の介護保険制度開始以来、急激な増加を続けていた要介護認定者数でしたが、第4期事業計画期間からは微増傾向で推移し、第6期事業計画期間においても微増傾向となっています。

今後、被保険者の増加に伴って要介護者数も増加すると推測されます。特に団塊の世代が後期高齢者に移り替わる平成37年度には、1,700人を超える認定者数が見込まれます。介護予防事業の対象者を一般高齢者にも拡大して対策強化を図ることにより、伸び率の上昇を抑制できると推測しています。

#### 要介護・要支援認定者数の現状

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
要支援1	263人	(262人)	295人	(284人)	300人	(316人)
要支援2	115人	(114人)	127人	(113人)	129人	(119人)
要介護1	282人	(281人)	303人	(285人)	283人	(288人)
要介護2	161人	(163人)	133人	(203人)	164人	(246人)
要介護3	177人	(184人)	165人	(193人)	148人	(201人)
要介護4	204人	(201人)	210人	(205人)	219人	(207人)
要介護5	127人	(130人)	131人	(134人)	136人	(145人)
合計	1,329人	(1,335人)	1,364人	(1,417人)	1,379人	(1,522人)
対前年比			102.6%			101.1%

65歳以上の実績値。各区分( )は前計画値。 介護保険事業状況報告より

#### 要介護・要支援認定者数の推計

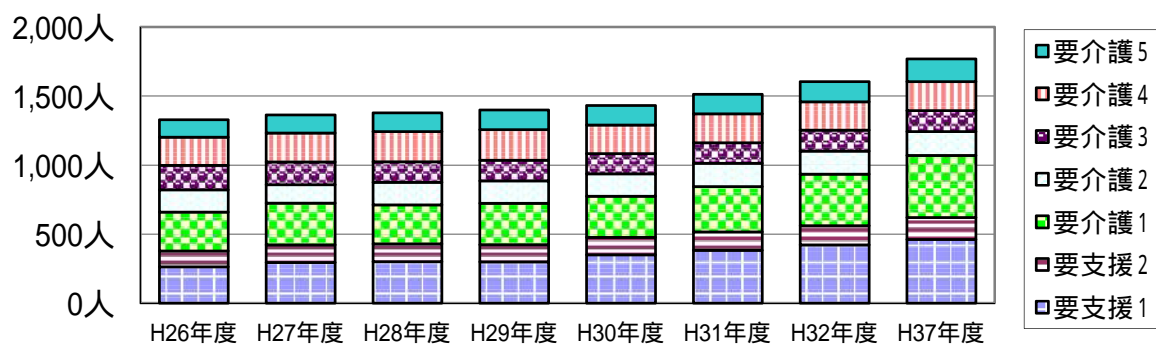
区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	299人	350人	383人	422人	461人
要支援2	124人	127人	133人	139人	159人
要介護1	301人	297人	328人	374人	450人
要介護2	162人	163人	169人	167人	173人
要介護3	149人	146人	149人	151人	152人
要介護4	222人	207人	210人	206人	210人
要介護5	142人	142人	141人	146人	164人
合計	1,399人	1,432人	1,513人	1,605人	1,769人
対前年比			102.4%	105.7%	106.1%

地域包括ケア「見える化」システム推計ツールによる推計値。

平成29年11月時点の見込値であり、今後変動することがあります。



要介護・要支援認定者数の推移



#### 4 介護保険サービス利用の状況

##### (1) サービス利用者の状況

サービス利用者数は、高齢者数及び要介護認定者数の増加に伴い、年々増加しています。また、制度改正により小規模通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行したことも増加の要因のひとつとなっています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
居宅サービス利用者数	826人	865人	881人
地域密着型サービス利用者	79人	92人	173人
施設サービス利用者	204人	209人	205人
介護老人福祉施設	118人	124人	124人
介護老人保健施設	77人	78人	72人
介護療養型医療施設	9人	7人	9人

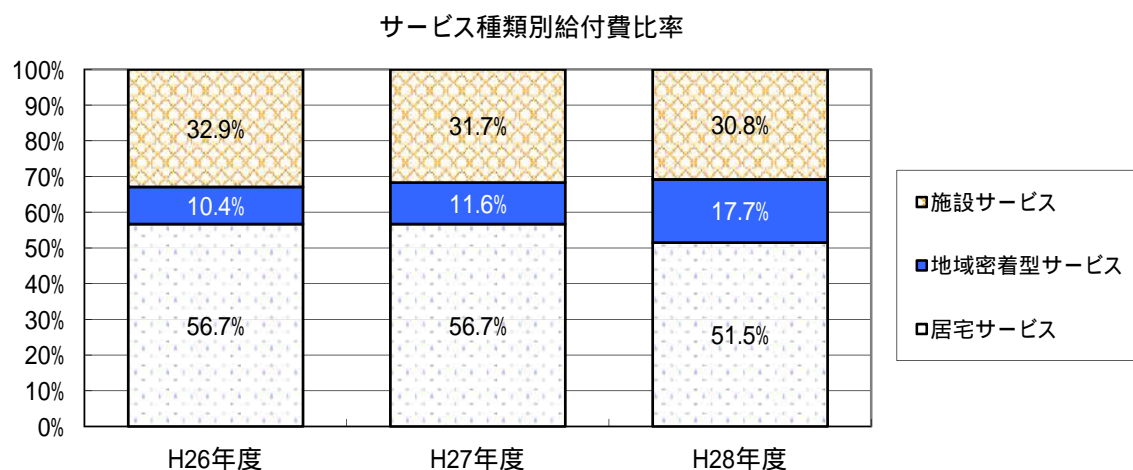
各年度の月平均値。 介護保険事業報告（年報）より

(2) 介護給付費の状況

介護給付費については、平成28年度が前年度と比べ横ばいとなりましたが、地域密着型サービス費は、前年度比の約1.5倍になっており、後期高齢者人口や要介護認定数の増加に伴い、今後、増加していくことが推測されます。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
居宅サービス	1,087,694,003円	1,115,436,634円	1,003,748,099円
地域密着型サービス	199,033,155円	228,181,832円	344,567,169円
施設サービス	629,999,617円	623,957,110円	602,020,338円
介護老人福祉施設	342,034,243円	349,086,276円	340,494,470円
介護老人保健施設	252,248,945円	246,295,050円	225,727,882円
介護療養型医療施設	35,716,429円	28,575,784円	35,797,986円
合計	1,916,726,775円	1,967,575,576円	1,950,335,606円
対前年比		102.7%	99.1%

介護保険事業報告（年報）より



## 5 高齢者の健康の状態

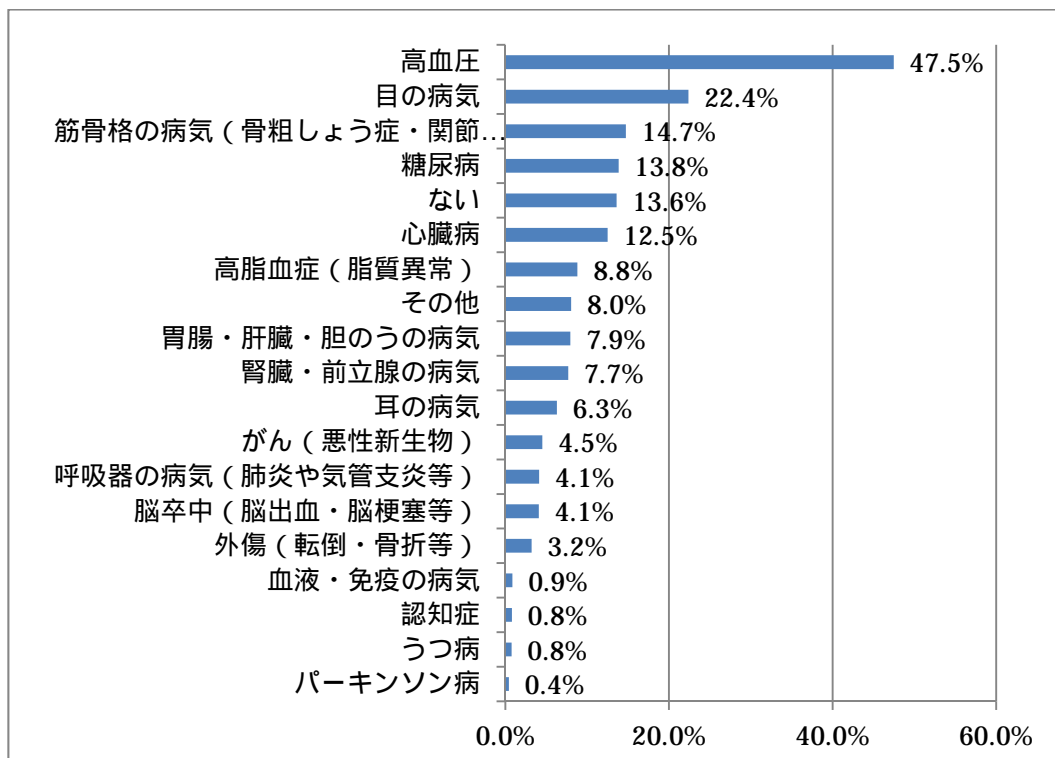
### (1) 現在、治療中または後遺症のある病気

「高齢者福祉に関するアンケート調査」より、要介護者が現在治療中、または後遺症のある病気は、第1位が高血圧、第2位が目の病気、第3位が筋骨格系の病気となっています。

有効回答数 N=3,033

	回答数	割合
高血圧	1,440人	47.5%
脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	124人	4.1%
心臓病	379人	12.5%
糖尿病	420人	13.8%
高脂血症(脂質異常)	267人	8.8%
呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等)	125人	4.1%
胃腸・肝臓・胆のうの病気	241人	7.9%
腎臓・前立腺の病気	233人	7.7%
筋骨格の病気(骨粗しょう症・関節症等)	447人	14.7%
外傷(転倒・骨折等)	97人	3.2%
がん(悪性新生物)	137人	4.5%
血液・免疫の病気	26人	0.9%
うつ病	23人	0.8%
認知症	24人	0.8%
パーキンソン病	13人	0.4%
目の病気	679人	22.4%
耳の病気	191人	6.3%
その他	244人	8.0%
ない	412人	13.6%
無回答	191人	6.3%

美里町高齢者福祉に関するアンケート調査(平成29年1月)より



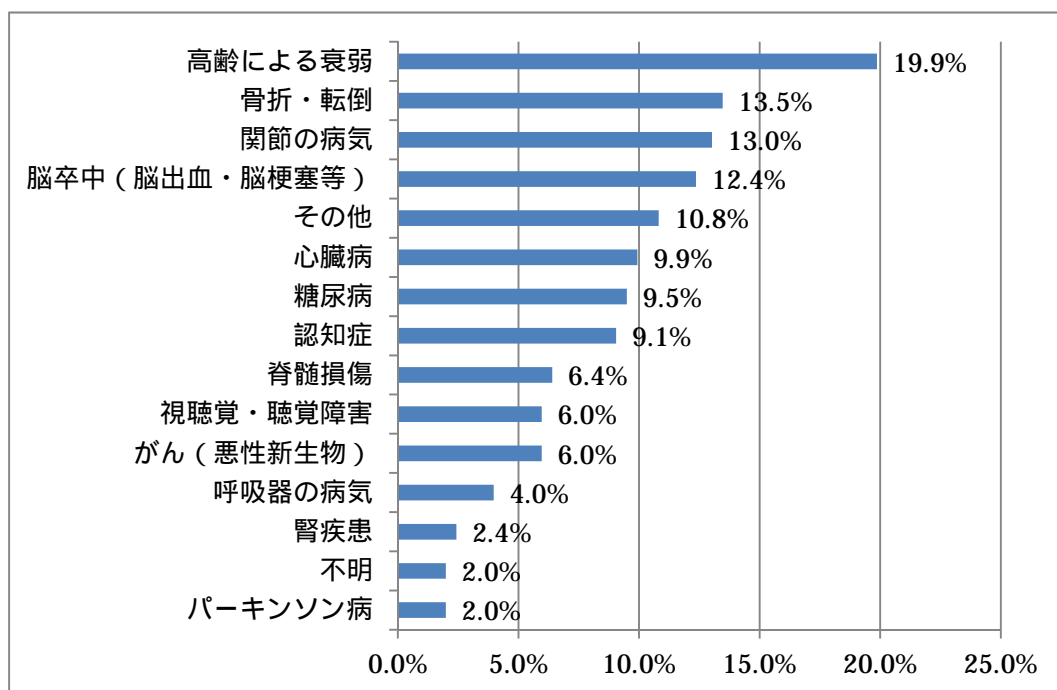
(2) 介護・介助が必要になった要因

「高齢者福祉に関するアンケート調査」より、介護・介助が必要と答えた方の介護・介助が必要になった原因は、第1位が高齢による衰弱、第2位が骨折・転倒、第3位が関節の病気となっています。

有効回答数 N = 453

	回答数	割合
脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	56人	12.4%
心臓病	45人	9.9%
がん(悪性新生物)	27人	6.0%
呼吸器の病気	18人	4.0%
関節の病気	59人	13.0%
認知症	41人	9.1%
パーキンソン病	9人	2.0%
糖尿病	43人	9.5%
腎疾患	11人	2.4%
視聴覚・聴覚障害	27人	6.0%
骨折・転倒	61人	13.5%
脊髄損傷	29人	6.4%
高齢による衰弱	90人	19.9%
その他	49人	10.8%
不明	9人	2.0%
無回答	102人	22.5%

美里町高齢者福祉に関するアンケート調査(平成29年1月)より



## 6 高齢者福祉に関するアンケート調査などの実施状況

### (1) 調査の目的

この調査は、「美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたり、広く高齢者の皆様の意見を聴取し、計画策定及び地域包括ケアシステムの構築や介護予防・日常生活支援総合事業などの各種施策を講ずるための基礎資料とするために実施しました。

### (2) 調査の実施状況

項目	高齢者福祉に関するアンケート(介護予防・日常生活ニーズ調査)	在宅介護実態調査
調査対象者	町内在住の高齢者(65歳以上)のうち、要介護認定を受けていない方	町内在住で、在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方とその家族など介護者の方
調査区域	美里町全域	美里町全域
対象総数	約7,000人	約1,000人
調査数	3,989人	789人
回答数	3,033人	569人
回収率	76.0%	72.1%
調査方法	郵送による配布及び回収	郵送による配布及び回収
調査期間	平成29年1月16日から平成29年1月31日まで	平成29年1月16日から平成29年1月31日まで

### (3) 調査実施機関 美里町健康福祉課

# 各論

第1章～第5章

## 第1章 高齢者福祉事業

### 1 高齢者福祉事業の概要

長年にわたって社会の進展に貢献してきた高齢者の方々が敬愛され、健康で安心して、住み慣れた地域の中で生活が送れるよう支援をするとともに、高齢者を地域全体で支え合える体制と、高齢者自らも気兼ねなく地域社会に溶け込み、社会参加できる生活環境の整備を行いながら、超高齢社会に向けた各種施策を推進していきます。

### 2 高齢者活動支援事業

#### (1) 敬老事業

##### 敬老式

高齢者の多年の労苦をねぎらい、敬老の意を表し、ひいては敬老思想の普及高揚を図ることを目的に毎年9月に敬老式を町内7会場で開催しています。敬老式の第2部として行う「敬老を祝う会」については美里町社会福祉協議会への委託事業として実施しており、各地区社協が中心となり、地域の高齢者の長寿を身近なスタッフで祝いもてなすことで地域内での融和を図りながら実施しています。

より多くの方に参加していただき、喜ばれるよう開催方法などを工夫しながら、平成30年度以降も継続して実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象者数	4,346人	4,369人	4,403人	4,710人	4,917人	5,156人
(前計画値)	(4,551人)	(4,853人)	(5,158人)			
参加者数	1,227人	1,223人	1,221人	1,491人	1,622人	1,753人

平成29年度までは実績値、平成30年度以降は目標値。

##### 敬老金・特別敬老祝金

対象年齢となる方々に町から敬老金・特別敬老祝金を贈呈し、町として敬老の意を表すとともに福祉の増進を図っています。敬老金は、77歳（喜寿）の方に1万円、88歳（米寿）の方に2万円、99歳（白寿）の方に3万円を、敬老式の日各会場でお渡ししています。特別敬老祝金は、満百歳の誕生日に20万円をお渡ししています。

支給方法や内容を検討しながら、平成 30 年度以降も継続して実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
敬老金	448人	418人	507人	492人	529人	582人
(前計画値)	(476人)	(469人)	(582人)			
特別敬老祝金	9人	1人	2人	8人	5人	12人
(前計画値)	(11人)	(2人)	(11人)			

平成 28 年度までは実績値、平成 29 年度の特別敬老祝金は見込値。平成 30 年度以降は目標値。

## (2) 老人クラブ支援事業

町内各地域の単位老人クラブと、全体組織の老人クラブ連合会に対して補助金の交付を行い、高齢者の知識と経験を生かした様々な社会奉仕活動や生きがいと健康づくりのための自主的な取り組みに対して支援をしています。単位老人クラブでは、除草や花植えなどの奉仕活動、会員相互の親睦や教養を高めるための講座の開催、健康増進を目的としたレクリエーション活動などを行っています。老人クラブ連合会では、単位老人クラブの代表組織としての活動のほか、芸能大会や、健康づくり事業を実施しています。

老人クラブ組織は、高齢者自身が地域社会における役割を見だし、生きがいをもって積極的に社会に参加していくためのひとつの基盤であることから、平成 30 年度以降も継続して支援を実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
単位クラブ数	16クラブ	15クラブ	15クラブ	16クラブ	16クラブ	16クラブ
(前計画値)	(17クラブ)	(17クラブ)	(17クラブ)			
会員数	847人	825人	809人	840人	840人	840人
(前計画値)	(900人)	(900人)	(900人)			

平成 29 年度までは実績値、平成 30 年度以降は目標値。

## (3) 老人憩いの家及びシルバー創作館の管理

高齢者の心身の健康保持及び老人クラブ活動などの拠点とするため、各地域に老人憩いの家などの老人福祉施設を設置しています。老人憩いの家は、南郷地域の「ことぶき荘」、小牛田地域の「中央白寿館」、「駅前白寿館」、「北浦西部白寿館」、「青生白



寿館」の5館があります。また、不動堂地区には、シルバー創作館「鶴寿館」があります。

老人クラブの活動拠点であり、高齢者の余暇活動や生きがいづくりを支援するため、平成30年度以降も継続して管理を行います。

### 3 老人保護措置事業

#### (1) 養護老人ホーム入所措置事業

老人福祉法に定められた市町村の措置事務として実施しており、在宅での日常生活に支障がある者について、心身の状況、環境の状況、経済状況などを総合的に勘案して、養護老人ホームへ入所措置を行います。要保護高齢者の相談や調査などに基づき、医師などで構成される「美里町老人ホーム入所判定委員会」を開催し、要否を判断します。入所が必要とされた者については、養護老人ホームへ入所措置を行います。入所後は、入所者の状態に応じた措置費を各施設に支弁し、また、入所者などからは収入に応じた費用を徴収します。

本町においては、今後も要保護高齢者がさらに増加することが見込まれます。民生委員や行政区長などと連携を密にし、要保護高齢者の把握に努めるとともに個別ケースに応じた支援を平成30年度以降も実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
入所者数	21人	20人	18人	23人	24人	25人
(前計画値)	(22人)	(23人)	(24人)			

各年度の4月1日の入所者数。平成29年度までは実績値、平成30年度以降は目標値。

### 4 高齢者自立支援事業

#### (1) 高齢者外出支援事業

歩行困難で一般の公共交通機関を利用することが困難な方や下肢が不自由な方に対して、車イス用の移送車両により、利用者の居宅と医療機関や福祉サービスを提供する場所との間を送迎し、日常生活の便宜を図り、在宅生活の継続を支援しています。

事業運営については美里町社会福祉協議会に委託していますが、利用登録に際しての相談、受付、登録可否の決定については町で行っています。

アンケート調査の結果から、「外出（通院など）」は日常生活で不便に感じていることの第1位となっています。歩行困難な高齢者などの適切な医療受診及び、在宅生活の継続を支援するため、運行方法や利用料金などを含めた内容について検討しながら平成30年度以降も実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用回数 (前計画値)	291回 (450回)	326回 (450回)	300回 (450回)	350回	350回	350回

平成28年度までは実績値、平成29年度は見込値。平成30年度以降は目標値。

## (2) 高齢者等総合相談事業

身近なところに相談窓口を設置し、弁護士による無料法律相談、民生委員などの相談員による生活相談を定期的を実施し、高齢者などが日ごろ抱えている悩み事の相談に応じることで問題解決につなげるとともに、日常生活の不安解消を図ってきました。美里町社会福祉協議会への委託事業として実施していましたが、平成30年度からは地域包括支援センターに生活相談窓口を一本化し実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法律相談 (前計画値)	50件 (40件)	45件 (40件)	52件 (40件)
生活相談 (前計画値)	5件 (20件)	11件 (20件)	8件 (20件)

平成28年度までは実績値、平成29年度は見込値。

## (3) 生きがいデイサービス事業

介護保険制度上、自立と認定された虚弱な高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、通所による日常生活指導、健康増進などに係る各種サービスを提供し、在宅の虚弱高齢者の心身機能の維持及び向上、社会的孤立感の解消、自立生活の継続支援、要介護状態になることの予防を図るものです。美里町社会福祉協議会への委託

事業として実施しており、現在、小牛田地域では「美里町健康福祉センター」で週4回、南郷地域では「老人憩いの家ことぶき荘」で週1回開催しています

介護保険制度改正に伴い、平成29年度から、介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業が開始しました。このことから平成31年度から生きがいデイサービス事業を介護予防・日常生活支援総合事業に統合します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数 (前計画値)	75人 (80人)	69人 (80人)	68人 (80人)	75人
開催回数 (前計画値)	237回 (249回)	236回 (249回)	237回 (249回)	237回

平成28年度までは実績値、平成29年度は見込値。平成30年度は目標値。

#### (4) 配食サービス事業

在宅の65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者や身体障害者などであって自立支援の観点からサービス利用が必要と判断された方に、配達ボランティアなどが定期的に昼食(弁当)を届け、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行うものです。美里町社会福祉協議会への委託事業として実施しており、現在、週2回サービスの提供を行っています。アンケート調査の結果では、利用希望が2番目に多い事業となっています。地域のボランティアにより実施しており、この事業が定着することで地域内の高齢者支援体制が構築され、地域福祉力の向上に繋がるものであることから、周知活動を強化しながら平成30年度以降も実施します。また、よりよい事業の継続について委託先と協議し実施していきます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (前計画値)	39人 (34人)	46人 (36人)	43人 (38人)	44人	46人	48人
延べ配食数 (前計画値)	2,247食 (1,600食)	2,726食 (1,700食)	2,537食 (1,800食)	2,600食	2,720食	2,840食

平成28年度までは実績値、平成29年度は見込値。平成30年度以降は目標値。

## (5) 生活管理指導短期宿泊事業

介護保険制度上、自立と認定された、またはそれと同程度などと認められる65歳以上のひとり暮らし高齢者で、基本的な生活習慣が欠如しているなどの理由で、一時的な養護が必要な場合に、養護老人ホームなどの施設を利用した短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行います。町内の養護老人ホームひばり園及び石巻市の万生園並びに大和町の養護老人ホーム偕楽園と業務委託契約を結び事業を実施しています。

平成30年度以降も、緊急に養護が必要な高齢者に備え継続して実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数 (前計画値)	2人 (2人)	2人 (2人)	2人 (2人)	2人	2人	2人

平成28年度までは実績値、平成29年度は見込値。平成30年度以降は目標値。

## 5 地域型福祉推進事業

## (1) ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

在宅で生活している病弱なひとり暮らし高齢者の日常生活上の安全を確保し、精神的な不安を解消することを目的としており、65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者を対象としています。事業の利用が必要と認められた場合、家庭用緊急通報機器を自宅に設置し、急病などの緊急時に、本人からの通報や不働センサーにより、利用者が予め登録した地域協力体制により速やかに救援活動を行うものです。

アンケート調査の結果では、日常生活における不安として「自身の健康」が第1位であり、利用希望としては4番目に多い事業となっています。日常生活上の安全を確保して精神的な不安を解消するとともに、地域での見守り、支え合い体制を推進させるため、周知活動を強化しながら平成30年度以降も継続して実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置台数 (前計画値)	51台 (56台)	50台 (58台)	56台 (60台)	59台	64台	69台

平成28年度までは実績値、平成29年度は見込値。平成30年度以降は目標値。

## 6 家族介護支援事業

### (1) 高齢者紙おむつ等支給事業

介護にかかる経済的負担を軽減し、在宅介護の継続を支援することを目的としており、65歳以上の高齢者で、常時失禁状態にある要支援または要介護に認定された方を介護している町民税非課税世帯の家族に対して、紙おむつなど支給利用券を交付しています。この利用券は、町内の指定された薬局などで、紙おむつ、尿取りパットなどの介護用品を購入できるもので、金額は対象者の介護度により異なります。

平成30年度からは、支給対象者の条件を要介護者介護家族とし、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活ができるよう支援を継続していきます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象者数 (前計画値)	39人 (25人)	24人 (27人)	20人 (29人)	13人	13人	13人

平成28年度までは実績値、平成29年度は見込値。平成30年度以降は目標値。

### (2) ねたきり老人等介護慰労金支給事業

介護者の労に報いるとともに家庭の安らぎと福祉の増進を図ることを目的としており、町民税非課税世帯で、ねたきりの高齢者を同居しながら介護している家族の方に、介護慰労金を支給しています。ただし、入院や施設入所している期間は支給対象となりません。

支給対象者の条件や支給内容を検討しながら、平成30年度以降も継続して実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象者数 (前計画値)	8人 (10人)	7人 (10人)	8人 (10人)	8人	8人	8人

平成28年度までは実績値、平成29年度は見込値。平成30年度以降は目標値。

## (3) 徘徊高齢者家族支援事業

認知症高齢者の事故防止と介護する家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的としており、要支援または要介護に認定された在宅の65歳以上の方などで、徘徊が認められる方を介護する家族に、所在位置の確認できる小型の端末機器を貸与しています。端末機器を所持した高齢者が屋外で徘徊した際に、所在位置を特定できるようにするもので、家族が現場に駆けつけられない場合は、事業委託先の警備員が代わりに駆けつけ対象者を保護します。

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が増加することが見込まれるので、重大な事故に至らないよう、他の認知症対策施策と連携させながら平成30年度以降も継続して実施します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対象者数 (前計画値)	2人 (2人)	2人 (3人)	3人 (4人)	4人	5人	6人

平成28年度までは実績値、平成29年度は見込値。平成30年度以降は目標値。

## 7 社会福祉協議会支援事業

社会福祉協議会は、地域住民との協働・連携により福祉のまちづくりに取り組み、地域との関わりを基礎とした各種福祉事業を展開しています。

町としては、地域福祉活動の中核となる社会福祉協議会の活動を補助し、今後も連携して地域福祉の推進に努めます。

**\*\*\* 美里町社会福祉協議会による高齢者福祉事業 \*\*\***

( 1 ) みさと元気塾

介護予防につながる運動プログラムを通し、健康で自立した生活を支援します。町より事業を受託しています。

( 2 ) 介護予防啓発のための地域支援事業

家族や地域住民同士が気軽に継続的な介護予防活動に取り組むことができるよう、また、高齢期を生きがいや役割を持ち、健康で自立した生活をおくるための講座を開催します。

( 3 ) 一人暮らし高齢者交流事業（さくら会）

75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、生活課題の把握、参加者相互の交流や社会参加を促進する季節の行事を行います。

( 4 ) 安心生活支援事業（あんしんネットワーク）

美里町と情報共有をし、地区社協などとの連携により高齢者世帯などの日常的な見守り活動を行います。

( 5 ) みんなで支える豊かな高齢期講座

高齢期を家族や地域の中で安心して暮らし続けるための生き方や人との関わり、支えあいについて考える講座を開催します。

( 6 ) サロンサポーター養成講座

高齢者の身近な居場所としてのサロンの役割について考えたり、サロンの運営や支援者としての知識やスキルを学び地域活動を推進する人材を養成します。

( 7 ) 町民福祉講座「あそび塾」

レクリエーションの技術を学び、活発に地域内の交流が図られ、主体的に楽しく介護予防に取り組むことができるよう、レクリエーションを通し地域活動を支援する人材を養成します。

( 8 ) 介護機器の貸与事業

病気やけがなどで、一時的に介護用ベッドや車椅子を必要とする方に無料で貸出を行います。

8 シルバー人材センター支援事業

( 社 ) 美里町シルバー人材センターは、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図ることを目的に事業を展開しています。

町では、今後も就業の場を求める高齢者の増加がなお一層見込まれることから、高齢者の活力ある地域社会づくりを促進するため、シルバー人材センターの事業運営を支援していきます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数 (前計画値)	218人 (230人)	214人 (240人)	215人 (250人)	230人	240人	250人

平成 28 年度までは実績値、平成 29 年度は 12 月 1 日現在の人数。平成 30 年度以降は目標値。



## 第2章 地域支援事業

### 1 美里町の高齢者の状況

美里町は総人口が年々減少している中、第1号被保険者は増加しています。国全体としては2025年(平成37年)に高齢者人口がピークを迎える予測であり、美里町も同様です。また、要支援者と要介護1の方で認定者の50%を超える状況となっています。

アンケート結果より、美里町は一人暮らしと高齢者の夫婦二人暮らしの世帯が多く、今後も増加が見込まれます。介護が必要になった理由の1位が「高齢による衰弱」であり、また転倒に対する不安を多くの方が持っていることから、介護予防の取組みの推進が必要です。

また、日常生活において不安を感じていることでは「物忘れがひどくなること」が挙がっています。今後、高齢者人口が増えることから、認知症の方が増えることが予測されるため、認知症の相談がしやすい体制づくりや啓発を行い、認知症の人が住み慣れた地域で暮らせるよう専門職間の連携を図ることや権利擁護の推進が必要です。

地域での住民同士のつながりや、住民と介護・医療の事業所とのつながり、支え合いの在り方を考えていく仕組みを検討し住民が社会的役割や生きがいを持って、それぞれの地域で活動できるよう、地域での情報発信を行い支援していきます。

### 2 第7期における取組

当町の高齢者の状況を踏まえて、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点である美里町地域包括支援センターを核として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように次のことを推進していきます。

- ・高齢者が健康で生活できるための介護予防
- ・認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるような支援
- ・住民が社会的役割や生きがいを持ってそれぞれの地域で活動できるための、地域活動や住民同士の支え合いについて情報発信や啓発
- ・地域での住民同士のつながりや住民と介護や医療の事業所とのつながりなどの、支え合いの在り方を考える仕組みの検討

特に、被保険者の自立した日常生活の支援や要介護状態などとなることの予防又は要介護状態などの軽減若しくは悪化の防止のため、高齢者の生活を支えることやサービスの質の向上について取り組みます。

- ・ 地域における介護予防に資する活動の普及
- ・ 認知症についての啓発
- ・ 生活支援についての検討や啓発
- ・ 地域の住民活動の情報発信
- ・ 自立支援に向けた介護事業所に対する研修
- ・ 介護や医療などの関係機関の連携

取組内容	数値目標
高齢者の運動グループの育成・支援	各年度2グループ
認知症サポーター養成講座の開催	各年度10回
生活支援体制整備協議会	各年度4回
地域に存在する「支え合い活動」の住民向け発表会の開催	各年度1回
支え合い活動についての広報誌発行	各年度年4回
リハビリ専門職と介護事業所の研修会	各年度年2回
多職種参加の研修会の実施	各年度年5回

### 3 総合事業、包括的支援事業

#### (1) 総合事業

第1号訪問事業については、訪問介護相当サービスの実施、第1号通所事業については、通所介護相当サービス及び通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の実施を行います。

また、介護予防事業として、運動を主とした教室を実施します。介護予防の必要性についての啓発と身近なところで運動に取り組める場を推進します。

介護サービス事業所へのリハビリテーションの視点からの研修や相談を行い、利用者の自立支援に向けた取り組みを図ります。

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
町内の訪問型サービス指定事業所	7 か所	7 か所	7 か所
町内の通所型サービス指定事業所	18 か所	18 か所	18 か所
介護予防ケアマネジメント委託事業所	36 か所	36 か所	36 か所
リハビリ専門職と介護事業所の研修会	2 回	2 回	2 回
高齢者の運動グループの育成・支援	2 グループ	2 グループ	2 グループ

## (2) 包括的支援事業

### 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターについては、直営で1か所を健康福祉センター内に設置し、運営します。職員の体制を整え、質の向上に努めます。

介護サービス事業所への支援を行い、適正化に向けて取り組みます。住民へ地域包括支援センターの周知を図り、認知症への対応や要介護者の対応についてなどの相談を行い、介護による離職の防止や権利擁護を推進します。

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域包括支援センターの運営	1 か所	1 か所	1 か所
多職種参加の研修会の実施	5 回	5 回	5 回

### 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れたところで最後まで生活できるような地域づくりのため、在宅医療連携推進会議や多職種連携を目的とした研修会を開催し、介護や医療などの関係機関の連携を図ります。また、住民への啓発を行い、介護や医療の連携について考えていく機会を作ります。

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
在宅医療・介護連携推進会議の開催	3 回	3 回	3 回
在宅医療・介護連携推進啓発講演会	1 回	1 回	1 回

### 認知症施策の推進

認知症ケアパスの活用や介護サービス事業所との連携での認知症キャラバンメイトによるサポーター養成講座を開催することで、認知症の理解と啓発を進めます。地域包

括支援センターや認知症初期集中チームで相談を行い、早期に治療が開始できるような支援と介護方法の検討を行います。認知症になっても安心して生活ができるように、成年後見制度利用促進計画を検討し、専門職間での連携を図り権利擁護連携ネットワークを構築します。

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポーター養成講座の開催	10回	10回	10回
認知症初期集中支援チームの運営	1チーム	1チーム	1チーム

#### 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援体制整備協議会及び地域住民や専門職での話し合いの場で生活支援についての検討や啓発を行っていきます。地域の住民活動の情報発信や住民活動の支援を生活支援コーディネーターが中心となりながら行い、支え合いの在り方を考える仕組みの検討を進めます。

地域には高齢者のみならず、様々な課題や問題を抱えた方が生活しています。制度に当てはまらない相談も今後更に増えていくことが考えられます。関係機関や専門職が連携を図り、住民の課題に対応できるような体制を作ります。

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活支援体制整備協議会の開催	4回	4回	4回
地域に存在する「支え合い活動」の住民向け発表会の開催	1回	1回	1回
支え合い活動についての広報誌発行	4回	4回	4回

#### 地域ケア会議の推進

自立支援に向けた支援の在り方を多職種で検討していきます。各高齢福祉サービスを利用する高齢者や支援が困難な方について、地域の支援者と情報交換し見守りの体制を作ります。在宅介護医療連携や認知症高齢者、権利擁護、生活支援などを包括的支援事業を進めていく上で、地域ケア会議で課題の検討を行います。

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立支援に向けた地域ケア会議及び研修の実施	2回	2回	2回

(3) 任意事業

家族介護支援事業、高齢福祉サービス、成年後見制度利用支援事業を実施します。

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ケアプランの点検	1 回	1 回	1 回
家族介護者交流会の実施	2 回	2 回	2 回
成年後見制度利用支援	1 件	1 件	1 件

### 第3章 介護保険事業

#### 1 介護保険事業の概要

介護保険は、加齢による病気などで要介護状態となり、入浴や排泄、食事などの介護、機能訓練、看護療養上の管理などの医療が必要な人に対して、保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年4月に創設されました。

介護サービスは、介護が必要となった方の要介護状態の軽減、悪化の防止に役立つように、地域包括支援センターや介護支援専門員が作成するケアプランによって、介護サービス事業者により提供されます。サービス利用者は、所得状況に応じて、費用の1割から3割を事業者を支払い、町は費用の差額分を負担します。この財源には、国、県、町の負担金と40歳以上の方からの介護保険料が使われています。

#### 2 介護保険サービス量の推計

##### (1) 施設サービス

介護保険施設に入所又は入院して介護を受けるサービスです。

##### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

心身上・精神上著しい障害があり、常時介護を必要とし、在宅介護が困難な方が入所し、介護などの日常生活の世話、機能訓練、健康管理などが受けられるサービスです。新規入所者は原則、要介護3以上となります。但し、やむを得ない事情があれば例外として認められる場合があります。

施設サービス利用の適正化及び施設整備に伴う利用者数を見込みます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	1,515人 (1,416人)	1,483人 (1,440人)	1,550人 (1,452人)	1,600人	1,630人	1,660人	1,850人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病気やけがなどの治療後、リハビリテーションなどを必要とする方が入所し、医学的管理下における介護、看護、リハビリテーションなどを受けることができるサービスです。施設では、在宅生活を目指してサービス提供がされます。

施設サービス利用の適正化及び施設整備に伴う利用者数を見込みます。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	959人 (1,020人)	884人 (1,032人)	950人 (1,044人)	950人	970人	990人	1,130人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

介護療養型医療施設（療養型病床群など）

長期にわたって療養が必要な方が入所（入院）し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、リハビリテーションなどを受けることができるサービスです。同施設は、平成29年度末までに廃止されることになっておりましたが、さらに6年間延長することになりました。その間に介護医療院に転換されることとなります。本人や家族の意向を踏まえた円滑な退院がされるよう施設との密接な連携を図るとともに地域包括支援センターをはじめとした関係機関が連携して継続的に支援します。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	84人 (108人)	112人 (108人)	100人 (108人)	100人	80人	40人	

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

介護医療院

日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、看取り・ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。平成30年4月に新設される、介護療養型医療施設の転換施設です。

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (計画値)	0人	0人	0人	40人

## (2) 地域密着型サービス

要介護状態の改善及び悪化の防止を目的として、日々の生活を住み慣れた地域で送ることができるようにするサービスです。これは、町が直接サービス事業者を指定し、指導監督も行いながら住民に提供するものです。

### 定期巡回・随時対応サービス

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	60人	100人	120人	150人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

### 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的巡回や通報での訪問により、入浴、食事の提供などの日常生活の世話を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人	0人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

### 認知症対応型通所介護

認知症の方が、通所介護（デイサービス）に通い、入浴、食事の提供などの日常生活の世話、機能訓練を受けるサービスです。認知症高齢者の増加が懸念されており、利用者数の増を見込みます。



年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	1,997回 (2,696回)	1,461回 (3,356回)	2,000回 (4,334回)	2,050回	2,100回	2,100回	2,100回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 小規模多機能型居宅介護

自宅から通所介護（デイサービス）などに通って、又は短期間その施設に宿泊し、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	133人 (200人)	128人 (250人)	130人 (264人)	130人	130人	130人	140人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、共同生活を営みながら、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。認知症高齢者の増加が懸念されており、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	740人 (708人)	903人 (780人)	1,050人 (780人)	940人	960人	980人	1,080人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員の少ない有料老人ホーム、ケアハウスなどで、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人	0人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員の少ない特別養護老人ホームで、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人	0人	0人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	60人	200人	250人	300人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 地域密着型通所介護

平成28年度から小規模な通所介護地域密着型サービスに移行し、町がサービス事業者を指定し、指導監督を行っています。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)		905人 (3,396人)	1,010人 (3,888人)	1,000人	1,020人	1,040人	1,140人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## (3) 居宅サービス

要介護1以上の方を対象として実施され、自宅で介護を受けるサービスです。サービスを利用する際には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員にケアプランの作成を依頼し、必要な範囲で各種サービスを受けることができます。

## 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの身体介護や、掃除、洗濯、食事づくりなどの生活支援を行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	39,140回 (64,121回)	36,304回 (70,678回)	38,000回 (79,802回)	39,000回	40,000回	40,000回	41,000回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で、家庭を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	1,583回 (1,526回)	1,415回 (1,534回)	1,500回 (1,543回)	1,550回	1,600回	1,650回	1,800回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 訪問看護

医学的な管理が必要な在宅療養者などが安定した療養生活を送ることができるように、看護師などが家庭を訪問し、医師の指示に基づいて病状の観察や床ずれなどの手当てを行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	6,647回 (8,795回)	6,254回 (10,855回)	6,500回 (12,952回)	6,600回	6,700回	6,800回	7,000回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士などが、家庭を訪問して必要なりハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	437回 (623回)	360回 (776回)	400回 (1,012回)	410回	420回	430回	460回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが通院困難な方の家庭を訪問し、療養上の管理や介護方法の相談指導を行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	972人 (984人)	1,133人 (1,188人)	1,200人 (1,440人)	1,250人	1,275人	1,300人	1,450人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 通所介護

通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、食事の提供などの日常生活の世話、機能訓練を行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	56,099回 (60,215回)	47,746回 (26,266回)	48,000回 (29,732回)	49,000回	50,000回	53,000回	53,000回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などのデイケアセンターにおいて、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士などが、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	5,107回 (6,818回)	6,330回 (6,889回)	6,500回 (6,854回)	6,600回	6,700回	6,800回	7,200回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などの介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事などの介護を受けることができるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用日数 (前計画値)	10,032日 (12,335日)	9,712日 (13,559日)	10,000日 (15,908日)	10,100日	10,200日	10,300日	10,600日

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、医学的管理下で看護、介護、リハビリテーションなどの介護を受けることができるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用日数 (前計画値)	229日 (133日)	207日 (224日)	230日 (332日)	240日	250日	260日	290日

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスなど）に入所している方が、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話が受けられるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	116人 (216人)	116人 (252人)	120人 (252人)	120人	120人	120人	180人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 福祉用具貸与

心身の機能が低下して日常生活に支障がある人の自立を支援するため、ベッド、車椅子、歩行器などの福祉用具を借りることができるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	4,355人 (4,512人)	4,415人 (5,184人)	4,500人 (6,096人)	4,590人	4,680人	4,770人	4,900人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 特定福祉用具購入費の支給

腰掛便座、入浴補助用具などの購入費が支給されるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	78人 (84人)	56人 (120人)	70人 (156人)	75人	75人	80人	90人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 住宅改修費の支給

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸など扉の取り替え、和式便器の洋式便器への取り替えなど、住宅改修の費用が支給されるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	44人 (48人)	28人 (48人)	50人 (48人)	60人	60人	60人	70人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 居宅介護支援

介護支援専門員が、要介護者に対する介護サービスの内容について本人及び家族と相談し、ケアプランを作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	7,133人 (7,380人)	7,057人 (8,172人)	7,100人 (9,168人)	7,300人	7,500人	7,700人	8,000人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

(4) 地域密着型介護予防サービス

要支援状態の改善及び悪化の防止を目的として、日々の生活を住み慣れた地域で送ることができるようにする介護予防サービスです。「地域密着型サービス」と同様に、町が直接サービス事業者を指定し、指導監督も行いながら町民に提供するものです。

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が、介護予防のために、日帰り介護施設などに通い、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	0回 (18回)	0回 (80回)	0回 (206回)	10回	12回	12回	36回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防のために、自宅や日帰り介護施設などに通って、又は短期間その施設に宿泊し、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	40人 (48人)	28人 (60人)	60人 (60人)	40人	41人	42人	72人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、介護予防のために、共同生活を営みながら、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	1人 (0人)	24人 (12人)	24人 (12人)	24人	26人	26人	28人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### (5) 介護予防サービス

要支援1及び要支援2と認定された方が給付対象となるサービスです。介護度を改善し重度化を防ぐ自立を促すサービスとして地域包括支援センターがケアプランを作成し、各種サービスを利用することになります。

##### 介護予防訪問介護

介護予防のために、訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活の支援を受けるサービスです。平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	877人 (852人)	944人 (888人)	500人 (492人)

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

##### 介護予防訪問入浴介護

介護予防のために、自宅において提供された浴槽で、入浴の介護を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	70回 (12回)	52回 (12回)	60回 (12回)	60回	60回	60回	60回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

##### 介護予防訪問看護

介護予防のために、自宅において訪問看護師などにより、療養上の世話又は必要な診療の補助を受けるサービスです。



年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	1,068回 (293回)	1,209回 (357回)	1,200回 (443回)	1,250回	1,300回	1,350回	1,500回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防のために、自宅において理学療法士や作業療法士などにより、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用回数 (前計画値)	35回 (338回)	90回 (488回)	90回 (698回)	90回	90回	100回	110回

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 介護予防居宅療養管理指導

介護予防のために、自宅において医師、歯科医師、薬剤師などにより、栄養改善、口腔機能向上などの療養上の管理や指導を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	34人 (24人)	34人 (48人)	40人 (48人)	40人	40人	50人	60人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 介護予防通所介護

介護予防のために、通所介護施設（デイサービスセンター）などに通い、入浴、食事の提供などの日常生活の世話、機能訓練などを受けるサービスです。平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (前計画値)	1,661人 (1,380人)	1,853人 (1,416人)	1,000人 (408人)

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 介護予防通所リハビリテーション

介護予防のために、介護老人保健施設や病院などのデイケアセンターにおいて、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士などが、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	369人 (432人)	419人 (480人)	420人 (504人)	430人	440人	450人	480人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 介護予防短期入所生活介護

介護予防のために、短期入所施設などに短期間入所して、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用日数 (前計画値)	426日 (1,266日)	402日 (1,693日)	450日 (2,273日)	460日	470日	480日	510日

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 介護予防短期入所療養介護

介護予防のために、介護老人保健施設、療養型医療施設などに短期間入所して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の支援を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用日数 (前計画値)	36日 (0日)	36日 (0日)	36日 (0日)	40日	40日	40日	60日

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防のために、有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入所して、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話・機能訓練及び療養上の支援を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	78人 (24人)	86人 (24人)	90人 (24人)	100人	100人	100人	110人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 介護予防福祉用具貸与

本人の生活機能の維持向上のために、福祉用具の貸与を受けるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	1,170人 (1,020人)	1,452人 (1,116人)	1,500人 (1,260人)	1,600人	1,650人	1,700人	1,950人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

#### 特定介護予防福祉用具購入費の支給

本人の生活機能の維持向上の観点から、入浴又は排泄の用に供する福祉用具などの購入費が支給されるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	31人 (24人)	36人 (24人)	40人 (24人)	40人	42人	45人	50人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 介護予防住宅改修費の支給

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸などの取り替え、和式から洋式への便器の取り替えなど住宅改修の費用が支給されるサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	25人 (24人)	25人 (24人)	30人 (36人)	30人	32人	35人	40人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 介護予防支援

要支援1及び要支援2の方が、介護予防サービスを適切に受けられるように、地域包括支援センターが利用者の依頼を受け、その心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望などを勘案し、利用するサービスなどの種類、内容などを定めた介護予防サービス計画を作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (前計画値)	3,077人 (2,796人)	3,432人 (2,904人)	3,600人 (3,108人)	3,800人	3,900人	4,000人	4,500人

平成28年度までは実績値、平成29年度以降は推計値。

## 3 介護サービス量の確保と質の向上

ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加、核家族化、女性の社会進出などにより、家庭における家族の介護力の低下が進んでいます。また、平均寿命の延びとともに、ねたきり高齢者・認知症高齢者などの介護を要する高齢者が増加傾向にあります。

特に「団塊の世代」が後期高齢者に達する平成37年には、要介護認定者が急激に増加すると推測されます。

このことを踏まえて、民間資本による介護サービス基盤の整備をさらに推進し、介護サービス事業所や介護支援専門員への適切な指導監督により介護サービスの質を高め、

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で適切なサービスを安心して利用できるよう努めます。

---

#### 4 人材の育成と確保に向けた取組

介護従事者の資質向上を図るための研修会や情報提供及び助言などを行い、介護サービス事業所の人材育成や確保に向けた取組を支援します。

また、介護サービス事業所や介護従事者間での交流の場を設け、情報共有や共通課題の検討などを通じて、事業所間の連携を強化するとともに介護サービスの質の向上に取り組みます。

地域での介護予防の取組が広がるよう、介護予防を推進する人材(認知症サポーター、地域の支え合い活動員など)の発掘、育成及び支援に取り組みます。

---

#### 5 低所得者の負担軽減策

##### (1) 特定入所者介護サービス費

介護保険施設における居住費・食費について、利用者負担第1段階から第3段階までの方に対し、過重な負担とならないように、所得に応じた利用者負担限度額を定め、その超過額を補足給付として保険給付します。但し、配偶者が住民税を課税されている場合や一定額以上の預貯金などの資産がある場合は対象外となります。

##### (2) 住民税課税層における居住費・食費の特例減額措置

特定入所者介護サービス費の給付対象とならない利用者負担第4段階に該当する高齢夫婦世帯で、一方が施設に入所し、居住費・食費を負担したときに、在宅に残された配偶者が生活困難にならないよう、特定入所者介護サービス費を適用し、利用者負担段階を第3段階として負担額を軽減します。但し、一定額以上の預貯金などの資産がある場合は対象外となります。

##### (3) 社会福祉法人軽減制度

低所得者で特に生計が困難である方に対し、社会福祉法人の社会的役割を踏まえ、利用者負担段階に応じて利用者負担を軽減するものです。

(4) 旧措置入所者利用者負担の軽減措置

特別養護老人ホーム旧措置入所者が介護保険制度施行前に負担していた利用料が介護保険施行後に急激に高くなることに配慮して、利用料を減免します。また、旧措置入所者が施設入所のための費用負担が増え、支払が困難になることを避けるために、居住費及び食費の見直し後も措置時代の費用徴収額を上まわらないように、居室形態・利用者負担段階を考慮しながら負担額軽減措置をとります。

(5) 高額介護サービス費など(高額介護合算療養費)

利用者負担段階ごとに負担上限額を定め、それを超えた場合には、超えた額を高額介護サービス費、高額介護予防サービス費として保険給付を行います。また、医療と介護保険の両方を利用する人に過重な負担とならないように、高額介護合算療養費においても負担上限額が定められています。

(6) 介護保険料の軽減措置など

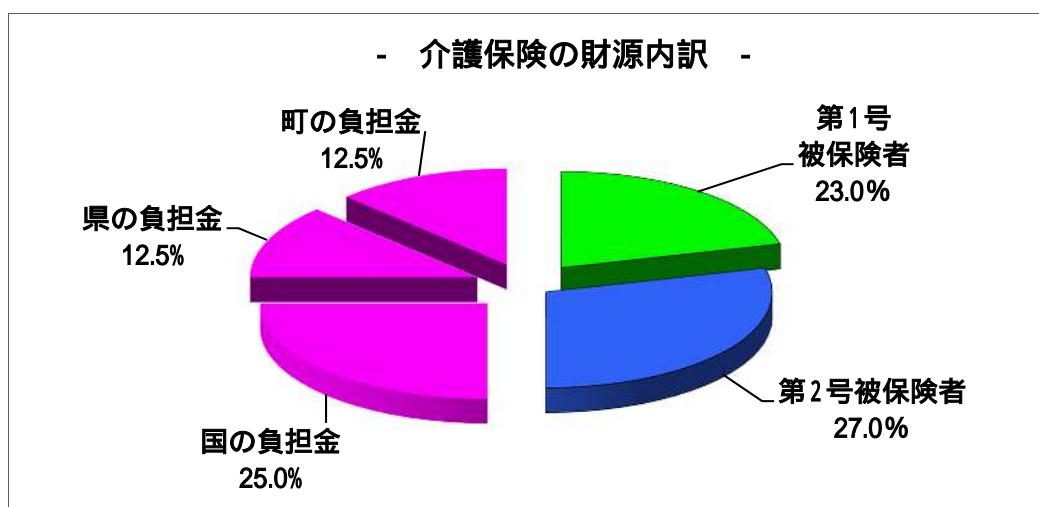
前年と比較して著しい所得状況などの変化により、当該年度における保険料の納付が困難な場合、保険料の減免などを行います。

- ・災害により住宅、家財に著しい損害を受けた場合の減免
- ・生計中心者が、失業などにより収入が著しく減少した場合の減免
- ・生計困難な場合の保険料所得段階の変更

## 6 第7期の介護給付費、保険料基準額の見込み

### (1) 介護保険事業の財源

介護保険事業の財源は、国、県、町による公費負担と、40歳以上の方（第2号被保険者）と65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料によってまかなわれます。第1号被保険者の負担率は、第6期は22%でしたが、高齢者数の増加により、第7期から23%に改正されることが予定されています。

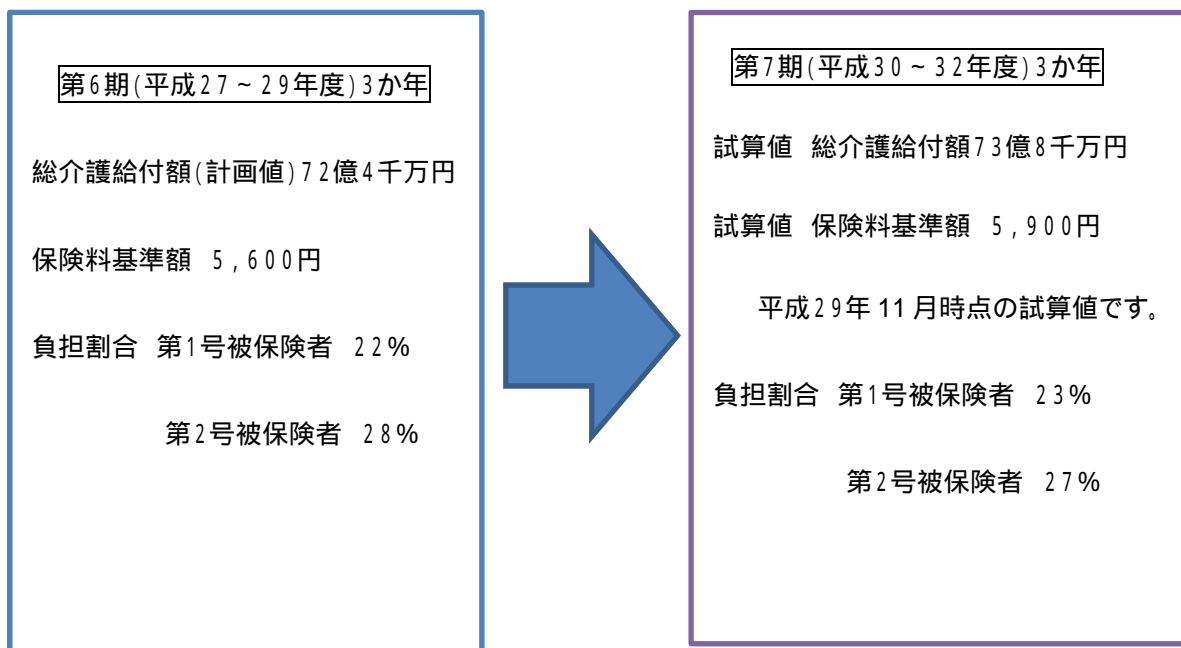


### (2) 介護給付費及び保険料基準額の見込み

介護給付費は、高齢化の進展に伴う要介護認定者数、介護サービス利用者数の増加や介護施設の整備によるサービス提供基盤の充実などにより、年々増加することが見込まれます。

第7期保険料基準額の算定にあたって、第7期(平成30年度から平成32年度まで)の3か年の総介護給付費を概算で試算したところ、73億8千万円程になる見込みです。この総介護給付費から算出した第7期保険料基準額は、月額5,900円程(平成29年11月時点)になる見込みです。

但し、最終的な保険料基準額は、再度、要介護認定者数や各介護サービス量などの推計値を精査し、介護施設の整備、介護予防などの施策を反映させたくうえで平成30年介護報酬改定の影響などを踏まえて再計算します。その計算結果に基づき、介護給付費積立金の活用による保険料激変緩和などを考慮し決定します。



【第1号被保険者の保険料基準額の算出方法】

第7期の総介護給付費 × 23%(第1号被保険者負担割合) / 第1号被保険者数(第7期の3年間の累計人数) ÷ 12か月 = 保険料基準額(月額)



## 第4章 介護給付適正化事業

### 1 介護給付適正化事業概要

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付適正化事業は、保険者である町が、宮城県や国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）などの関係機関と連携しながら、計画的に介護給付の適正化に取り組む事業です。

町は、高齢者などが可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者として本来発揮すべき保険者機能の強化の一環として、国が示した『第4期介護給付適正化計画』に関する指針を踏まえ、介護給付適正化事業に取り組んで参ります。

### 2 美里町における適正化事業

#### (1) 実施事業及び目標の設定

適正化計画を推進するに当たり、具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を実施目標として定めることとされています。また、適正化事業の取組の更なる促進を図る観点から、実施する適正化事業について、平成30年度から平成32年度までの毎年度ごとの目標を設定するとされています。

本町においては、国が示す主要適正化5事業のうち、費用適正化の観点から最も効果が見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」、平成30年度に居宅介護支援事業の指定権限が宮城県から保険者である町に委譲されることから、介護支援専門員を支援することを目的に「要介護認定の適正化」及び「ケアプランの点検」と「縦覧点検、医療情報との突合」の3事業を予定しています。

#### (2) 取り組む事業内容

##### 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護認定は、全国一律の基準に基づき適切かつ公平に運用される必要があることから認定調査の内容について町職員などが書面などの審査を通じて点検することにより、適切

かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

また、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び合議体間の差などについての分析を行い、認定調査項目別の選択状況について、全国や宮城県の平均値及び近隣市町の数値などと比較した分析を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

**【要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）における目標】**

見える化システムや厚生労働省の公表データを活用し、分析を図ります。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
目 標	1回/年	1回/年	1回/年

**ケアプランの点検**

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、町職員などの第三者が、資料確認や訪問調査などを通して点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

点検に当たっては、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」の活用を進めるとともに、宮城県が行うケアプラン点検担当者会議へ参加するなど、継続的にケアプランの質の向上を図ります。

また、適切なケアプランの作成に向け、町の点検実施だけではなく、介護支援専門員同士によるスーパーバイズや、介護支援専門員の職能団体によるケアプランの点検の機会を保険者として設けるなどの取組も推進します。

**【ケアプランの点検における目標】**

町内の各事業所を対象とし、ケアプランの点検を行います。

介護支援専門員の資質の向上を図ります。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
目 標	1回/年	1回/年	1回/年

### 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検・医療情報との突合については、適正化の費用対効果が最も期待できることから、より重点的な推進を図ります。事業を効果的に実施するために国保連へ委託し、活用頻度の高い帳票に絞った点検を行います。

#### 【縦覧点検・医療情報との突合における目標】

実施率や実施件数を高めるため、国保連へ委託して実施します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
目 標	12回/年	12回/年	12回/年

## 3 その他の関連する取組

### (1) 介護給付実績などのデータ分析・評価

介護給付実績などのデータを分析・評価するなど、給付の適正化に資するシステムを積極的に活用します。

国保連の介護給付適正化システムを積極的に活用し、システムにより抽出された給付実績データから確認が必要と思われる事項を集中的に確認することにより、過誤調整や事業者などへの指導につなげることができます。

また、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

### (2) 指導監督に関する取組

本町による指導監督については、実施体制の充実強化を図るとともに、次のことについて取り組みます。

#### 指導監督との情報共有

指導監督事務において、苦情・告発などにより提供された情報などに基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求などに対する監査を実施することになりますが、合わせて、国保連の介護保険適正化システムの情報を活用し効率的な指導監督体制の更なる充実を図ります。

苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析

町又は国保連に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する指導監督を実施します。

不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導

国保連の審査において、返戻及び減額などの請求が多い事業者に対して、重点的な指導監督を実施します。

受給者などから提供された情報の活用

受給者などから寄せられた架空請求や過剰請求などの情報に基づき、宮城県と合同又は町自ら監査を実施します。

## 第5章 計画の推進

### 1 地域包括ケアシステムの推進

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に努め、また、住み慣れた地域で最後まで生活ができるように医療と介護の連携を推進していきます。地域共生社会の実現を図るとともに、介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備を目指します。

住民は多様で複合的な生活課題を抱えており、様々な年代や生活環境に対応することができるよう、関係機関と連絡調整を図ることを推進します。また、支援を必要とする住民が抱える生活課題を、地域住民と把握していけるような地域づくりを進めていくことを目指します。

### 2 計画の周知、啓発

広報紙やホームページなどを通じて、また、住民の方との集いの場や関係者との連絡会などにおいて本計画の周知、啓発を行います。

### 3 計画の推進

計画は日常の事業を積み重ねることで推進されます。医療や介護等の事業所、各団体、住民との連携や話し合いを行うことを大事にし、事業を実施していきます。

また地域の生活課題を「我が事」と思えるような地域づくりを行うために、更に社会福祉協議会や行政内での連携を図り計画を推進します。

資料

美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例

平成25年12月24日

条例第50号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画(以下「高齢者福祉計画等」という。)を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 高齢者福祉計画等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高齢者福祉計画等に基づく施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 介護及び福祉に関し学識経験を有する者
- (3) 介護サービス又は福祉サービスに関する事業に従事する者
- (4) 福祉団体に関係する者
- (5) 地域住民で組織する団体に所属する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が委嘱することが必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から起算して2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美里町課設置条例(平成18年美里町条例第6号)第2条に掲げる健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 美里町高齢者福祉事業計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	資格	備考
1	岡山 昭彦	町立南郷病院医師		介護保険運営委員会
2	高橋 文一	歯科医師		介護保険運営委員会
3	小野 洋美	こごた訪問看護ステーション管理者		介護保険運営委員会
4	竹田 和夫	1号被保険者		介護保険運営委員会
5	清水 五郎	1号被保険者		介護保険運営委員会
6	西城 敦子	2号被保険者		介護保険運営委員会
7	古内 世紀	2号被保険者		介護保険運営委員会
8	戸部 成子	民生・児童委員		介護保険運営委員会
9	黒沼 篤司	民生・児童委員		介護保険運営委員会
10	木村 明子	民生・児童委員		介護保険運営委員会
11	伊藤 毅	健康福祉行政経験者		介護保険運営委員会
12	笠松 清	美里町社会福祉協議会会長		
13	鈴木 輝雄	美里町老人クラブ連合会会長		
14	小野 久恵	社会福祉法人こごた福祉会		
15	原 博	社会福祉法人南郷福祉会		

介護保険被保険者を代表する者

介護及び福祉に関し学識経験を有する者

介護サービス又は福祉サービスに関する事業に従事する者

福祉団体に関係する者

地域住民で組織する団体に所属する者



## 町内介護サービス事業所一覧

居宅介護支援事業所		
事業所名称	住所	電話番号(0229)
こごた訪問看護ステーション	美里町駅東一丁目2-1	32-2296
JAみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埴字夕時3-1	35-1331
ポプラケアプランセンター	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877
なんごう在宅介護支援センター	美里町木間塚字原田7	58-0990
ひばり園ケアプランセンター	美里町北浦一丁目5-3	31-2322
ケアプランセンターたんぼぼ	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
ケアプランセンターねりうし	美里町練牛字八号5-1	58-0166
みさとの杜居宅介護支援事業所	美里町駅東二丁目17-5	33-3255
ケアプランニングほのか	美里町中埴字上戸33-2	35-1711
居宅介護支援事業所まりちゃん家	美里町字志賀町一丁目15-25	25-3391
みさと居宅介護支援事業所	牛飼字清水江13	29-9871
セントケアこごた	美里町字化粧坂19-1	32-1501

デイサービス		
事業所名称	住所	電話番号(0229)
ポプラデイサービスつくしんぼ	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877
ポプラデイサービス風蘭	美里町牛飼字牛飼38-7	31-1505
まりちゃん家	美里町字志賀町一丁目15-25	32-3752
おんべこデイサービスセンター	美里町北浦字蛇沼4-1	35-1233
デイサービス美花月	美里町北浦字姥ヶ沢74-1	31-1511
デイサービスほのか	美里町中埴字上戸33-2	35-1711
デイサービスセンターあおう	美里町青生字の場60-6	33-3380
デイサービスみさと	美里町牛飼字清水江13	29-9871
デイサービスたんぼぼ美里	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
デイサービスおやゆび	美里町中埴字上戸33-3	35-1714
デイサービスほほえみ	美里町字小町井13-2	29-9916
デイサービス福寿	美里町北浦字待江82-8	32-3717
デイサービス喜楽	美里町北浦字待江82-8	87-3137
デイサービス七福	美里町字素山町68	25-5531
えりどうデイサービス	美里町北浦字清水谷地29	25-5234
なんごうデイサービスセンター	美里町木間塚字原田7	58-0997

デイサービスいこいの杜	美里町二郷字佐野四号 8 8 8	8 7 - 4 6 7 1
デイサービスゆず	美里町二郷字小島 3 3 - 1	2 5 - 8 4 7 5

## ヘルパー

事業所名称	住 所	電話番号(0229)
なんごうホームヘルパーステーション	美里町木間塚字原田 7	5 8 - 0 9 9 6
J Aみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埜字卯時 3 - 1	3 5 - 1 3 3 1
セントケアこごた	美里町字化粧坂 1 9 - 1	3 2 - 1 5 0 1
ひばり園ヘルパーステーション	美里町字北浦一丁目 5 - 3	3 3 - 3 9 6 9
ヘルパーステーションたんぼぼ	美里町北浦字蓮沼 3 5 - 1	3 5 - 1 6 1 2
ヘルパーステーションめぐみ	美里町中埜字上戸 3 3 - 2	3 5 - 1 7 1 1
ウェック小牛田ケアステーション	美里町駅東一丁目 2 - 3	3 2 - 2 8 1 1
訪問介護福寿の家	美里町北浦字待江 8 2 - 8	8 7 - 3 1 3 7

## 訪問看護

事業所名称	住 所	電話番号(0229)
こごた訪問看護ステーション	美里町駅東一丁目 2 - 1	3 2 - 2 2 9 6

## グループホーム

事業所名称	住 所	電話番号(0229)
歩風楽	美里町牛飼字牛飼 3 8 - 1	3 1 - 2 8 7 7
よつば荘	美里町北浦字船入 2 - 6 1	3 2 - 5 6 5 3
たんぼぼ	美里町北浦字米谷 7 3 - 3	3 5 - 1 6 1 1
花水月	美里町字叔廼前 2 2 - 3	3 3 - 1 2 0 1
みのりの家	美里町木間塚字原田 5	5 8 - 3 0 5 5
みさと	美里町中埜字寺前 6 6 - 1	3 5 - 1 0 6 0

## ケアハウス

事業所名称	住 所	電話番号(0229)
ケアハウスいなほ	美里町木間塚字原田 7	5 8 - 3 0 6 6

## 特別養護老人ホーム

事業所名称	住 所	電話番号(0229)
みさとの杜	遠田郡美里町駅東二丁目 1 7 - 5	3 3 - 3 2 5 5
いなほの里	遠田郡美里町木間塚字原田 7	5 8 - 0 9 9 6

老人保健施設		
事業所名称	住所	電話番号(0229)
介護老人保健施設なかぞね	美里町中埜字上戸34	35-1166
介護老人保健施設美里	美里町字藤ヶ崎町151-2	87-5761

有料老人ホーム		
事業所名称	住所	電話番号(0229)
有料老人ホームたんぼぼ	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
ホームみさと	美里町牛飼字清水江13	29-9871
有料老人ホーム美花月	美里町北浦字姥ヶ沢74-1	31-1511
まりちゃん家	美里町字志賀町一丁目15-25	32-3752
有料老人ホームいこいの杜	美里町二郷字佐野四号888	87-4671

サービス付き高齢者向け住宅		
事業所名称	住所	電話番号(0229)
ご長寿くらぶ・小牛田	美里町北浦字待江82-8	32-3717
福寿の家 きたうら	美里町北浦字待江82-8	87-3137
サービス付き高齢者向け住宅のぞみ	美里町中埜字上戸35-1	35-1801
ウェックガーデン小牛田駅東	美里町駅東一丁目2-3	32-2811

小規模多機能型居宅介護支援事業所		
事業所名称	住所	電話番号(0229)
小規模多機能ホームみさと	美里町牛飼字清水江14-1	31-1315

## 措置入所施設

養護老人ホーム		
事業所名称	住所	電話番号(0229)
ひばり園	美里町駅東二丁目17-3	32-2436

# 美里町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)



平成30年3月

美里町

## 目次

### 総論

---

#### 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 日常生活圏域の設定	2
5 計画策定の経緯と策定後の点検体制	2

---

#### 第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念	4
2 基本方針	4

---

#### 第3章 高齢者の現状と将来の見通し

1 高齢者人口の現状と将来推計	5
2 高齢者世帯数の状況	6
3 要介護・要支援認定者数の推移及び見込み	7
4 介護保険サービス利用の状況	8
5 高齢者の健康の状態	10
6 高齢者福祉に関するアンケート調査などの実施状況	12

---

## 各論

---

### 第1章 高齢者福祉事業

1 高齢者福祉事業の概要	1 3
2 高齢者活動支援事業	1 3
3 老人保護措置事業	1 5
4 高齢者自立支援事業	1 5
5 地域型福祉推進事業	1 8
6 家族介護支援事業	1 9
7 社会福祉協議会支援事業	2 0
8 シルバー人材センター支援事業	2 2

---

### 第2章 地域支援事業

1 美里町の高齢者の状況	2 3
2 第7期における取組	2 3
3 総合事業、包括的支援事業	2 4

---

### 第3章 介護保険事業

1 介護保険事業の概要	2 8
2 介護保険サービス量の推計	2 8
3 介護サービス量の確保と質の向上	4 2
4 人材の育成と確保に向けた取組	4 3
5 低所得者の負担軽減策	4 3
6 第7期の介護給付費、保険料基準額の見込み	4 5

---

第4章 介護給付適正化事業

1 介護給付適正化事業概要	4 7
2 美里町における適正化事業	4 7
3 その他の関連する取組	4 9

---

第5章 計画の推進

1 地域包括ケアシステムの推進	5 1
2 計画の周知、啓発	5 1
3 計画の推進	5 1

---

資料

---

美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例	5 2
美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	5 3
町内介護サービス事業所等一覧	5 4

---